

3月定例会を開催しました

会期
2月21日～
3月24日



定例会の内容から
市民の皆さまに
ぜひお伝えしたい
ものを掲載します

次回は
6月
定例会

できごと

3月定例会は2月21日から3月24日までの33日間の日程で開かれました。会期中は新型コロナウイルスの感染防止のため傍聴の自粛をお願いする中で行われました。

6会派による代表質問、9人の議員が個人質問を行い、条例の制定及び改正、令和元年度補正予算、令和2年度当初予算、公平委員会委員の選任など47議案、1件の諮問、1件の報告を審議しました。

主な内容

- 議案・・・47件
- 諮問・・・1件
- 報告・・・1件



ここに注目

- 子どもを虐待から守る条例を可決
- 精神障害者支援センターの条例を廃止
- 負担付き寄附の受領について継続審査



子どもを虐待から守る条例を制定しました

議案名

笠岡市子どもを虐待から守る条例の制定について

Q どういう議案なの？

- A** 平成25年に制定した子供の権利を守る「笠岡市子ども条例」の中にある「守られる権利」の一つに虐待防止があります。この虐待防止に焦点を当てて明文化し、子どもの虐待の未然防止、早期発見・早期対応などの必要なことを定めて子どもを虐待から守る施策を進めるための条例です。



Q 笠岡市内に子どもの虐待はあるの？

- A** 毎年約40件の相談があり、継続して相談を受けているのは140件から150件あります。

Q 今までではどんな取組をしているの？

- A** 子どもの虐待の未然防止という観点から、妊娠期からの切れ目のない支援として平成30年12月に子育て支援センター「ほっと★はぐ」を立ち上げ、子どものしつけなどをどうしていいかわからない保護者に対しては、保護者支援プログラムを用いて、良好な親子関係をつくることで未然防止につなげていく取組をしています。早期対応という点では、児童緊急ショートステイ事業を実施しています。また、虐待防止の川柳募集、啓発グッズの配布、啓発月間を設けるなどを実施しています。



図書館で虐待防止の川柳を展示